

第31回技能検定職種の統廃合等に関する検討会 議事次第

令和6年1月17日(水)
17:00～19:00
厚生労働省専用第12会議室

1 開会

2 議題

(1) 令和5年度技能検定職種の統廃合について

- ・ 検討対象職種の説明
- ・ 業界団体からのヒアリング

(2) 報告事項

- ・ 令和4年度技能検定実施状況について

3 閉会

(配付資料)

資料1 令和5年度技能検定職種の統廃合について

資料2 統廃合等検討対象職種の概要

資料3 令和5年度技能検定職種の統廃合等に関するスケジュール

資料4 技能検定職種の統廃合等に関する意見募集について(案)

資料5 令和4年度「技能検定」の実施状況を公表します(令和5年8月10日厚生労働省発表)

参考資料1 行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)(抄)

参考資料2 規制改革推進のための第2次答申(抄)

参考資料3 令和4年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書の概要

検討会参集者限り資料1

資料1 令和5年度技能検定 職種の統廃合について

ひと、暮らし、みらいのために



あしたを拓く人を創る
人材開発統括官

○行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）

既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。

○規制改革推進のための第2次答申（平成19年12月25日規制改革会議）

検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、（中略）例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。



技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書（平成21年1月）

1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当

2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当

3 統廃合等の判断基準

● 検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。
ただし、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- ② 隔年又は3年ごとに実施するものは、それぞれ50人以上又は30人以上の場合

100人以下
の場合

● 社会的便益の評価(第2次判断)

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとつての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断

検討会において第2次判断を行う

4 検討過程の客観性・透明性の確保

第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当

検討会におけるこれまでの検討状況(1/5)

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H21	コンクリート積みブロック施工職種	3	隔年	10職種すべてについて現在のままでは存続させず、(1)職種廃止、(2)他職種との統合の上で都道府県知事が実施する方式で実施、(3)指定試験機関が実施する方式で実施、のいずれかを選択し、関係業界団体で検討を進め、行政との協議の上で決定する。さらに、職種を廃止する場合には、受検申請者数の見込みを十分に考慮した上で、可能な範囲で最終試験の実施にも配慮する。	H23廃止
	漆器製造職種	4	1回		H22廃止
	製材のこ目立て職種	6	1回		H23廃止
	金属研磨仕上げ職種	7	3年毎		H23廃止
	竹工芸職種	8	3年毎		H23廃止
	ガラス製品製造職種	9	3年毎		H23廃止
	れんが積み職種	13	隔年		H23廃止
	ファインセラミックス製品製造職種	17	3回		H22廃止
	建築図面製作職種	20	毎年		H23廃止
	木工機械整備職種	28	隔年		H24他職種と 統合
H22	枠組壁建築職種	80	毎年	関係業界団体の積極的な受検勧奨など、今後の受検申請者の増加が期待されることから、平成18年度～23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。	
	ウェルポイント施工職種	28	隔年	次回試験を実施する平成24年度の受検申請者数が100人を超えた場合には引き続き隔年での試験実施を認め、超えない場合には3年ごと実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。	
	E-エルシーパル施工職種	90	毎年	隔年実施での都道府県方式による存続を認めるとともに、指定試験機関方式への移行の可否について関係業界団体での検討及び行政との協議を進めることが適当。	
	機械木工職種	27	隔年	現在のままでは存続させず、①「職種廃止」又は②「都道府県方式により他職種との統合の上で実施」のいずれかについて、関係業界団体で検討を進め、行政と協議の上で決定することが適当。	H24他職種と 統合



検討会におけるこれまでの検討状況(2/5)

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H23	(対象無し)				
H24	印章彫刻職種	25	3年毎	平成22年度より3年毎の実施としており、平成24年度後期試験の受検申請者数の実施結果を待って検討する。	
	枠組壁建築職種	95	毎年	平成22年度、平成23年度の受検者が連続して増加していること、その他の事情を総合勘案し、平成24年度の結果を見て判断することが適当である。	
H25	木型製作職種	26	3年毎	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。ただし、指定試験機関方式による実施の可能性について関係業界団体で検討すべき。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。	H29廃止
	機械木工職種	H25より統合実施		木工機械整備職種との統合後の受検申請者数を含めて評価する。	
H26	製版職種	97	毎年	平成27年度の検定試験は休止とし、平成28年度に実施する検定試験の受検申請者数などの状況を評価した上で、改めて検討を行う。	
	複写機組立て職種	93	毎年	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。	H28廃止
H27	酒造職種	94	毎年	関係業界団体が現場のニーズを踏まえ、時代の要請にあった酒造技能検定を実現し、業界内での酒造技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。	
	枠組壁建築職種	92	毎年	引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認めることが適当。	
H28	縫製機械整備職種	42	隔年	関係業界団体が、時代の要請にあった縫製機械整備技能検定を実現し、業界内での縫製機械整備技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。	

検討会におけるこれまでの検討状況(3/5)

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H29	機械木工職種	26	3年毎	平成31年度技能検定試験(次回)における受検申請者数が、少なくとも年間平均30人以上となることを条件に、存続を認めることが適当。	
	陶磁器製造職種	29	3年毎	今後、年間平均30人以上の受検申請者数を安定的に確保できる見通しを立てることが難しい状況にあると考えられ、職種廃止すべきである。ただし、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるため平成30年度の試験は実施することが望ましい。この場合、平成30年度の試験における受検申請者数が少なくとも90人以上となった場合は、ただちに職種廃止とはせず、あらためて本検討会に諮るものとする。	
	製版職種	95	毎年	存続を認めることが適当である。	H29プリプレスに 職種名称変更
	イーエルシーパネル施工職種	38	隔年	今後、平成29年度から起算して3年ごとの実施とすることを条件として、存続を認めることが適当。	
H30	(対象無し)				
R元	陶磁器製造職種	40	3年毎	平成30年度の陶磁器製造職種の受検申請者数は、79人であり、90人に満たず、関係業界団体に改めて確認したところ、廃止はやむを得ないという回答がなされている。このため、平成29年度の結論を変更する必要性が見い出せないことから、職種廃止が適当。ただし、職種廃止するに当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために最終試験の実施に配慮。	R3廃止

検討会におけるこれまでの検討状況(4/5)

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
R元	ウェルポイント施工職種	45	隔年	当該職種技能士が持つスキルの内容と、それが発注者からの信頼度を高めるために有効であることを関係業界団体の会員以外も含めた業界関係者に広く理解してもらい技能検定受検の必要性をアピールすること、さらに今後、令和2年度から起算して3年ごと実施とすることを条件として、存続を認めることが適当	
	印章彫刻職種	29	3年毎	印章彫刻職種は、潜在的な受検候補者数はあるものの、受検ニーズにつながっておらず、当該職種を廃止することが適当であるが、一方で、関係業界団体は、令和3年度の技能検定試験では100名以上の受検者確保に取り組んでいることを踏まえ、直ちに廃止とはせず、令和3年度の受検者数が100人以上であること、かつ、それまでの間の当該団体としての、受検者拡大に向けた具体的な取組結果を踏まえ、改めて本検討会に諮るものとするが適当。	
R2	機械木工	25	3年毎	機械木工職種については、平成29年度の検討会の提言及び令和元年度の受検申請者数等を踏まえ、 <u>職種廃止とすべきである。ただし、職種廃止に当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために令和4年度に予定されている次回試験を実施すべきである。この場合、次回試験の受検申請者数が90人以上となった場合には、ただちに職種廃止とはせず、改めてその存廃について本検討会に諮るものとする。</u>	要フォロー →令和5年度 に再検討
	枠組壁建築	95	毎年	枠組壁建築については、当該職種の技能者がその建設に従事するツーバイフォー住宅が住宅総戸数の12%台で推移し、木造戸数に限れば20%以上を安定して占めていることから、今後も一定のニーズを見込むことは可能と考えられる。しかしながら、受検申請者数は、第一次判断基準である100人を下回ると一旦増かすものの、数年後に再び100人を割り込むことを繰り返しており、令和元年度には3年連続で100人を下回り、53人となった。この結果、6年平均では95人となり、第一次判断基準の100人を下回っている。 このため、枠組壁建築職種については、業界が引き続き会員を始めとする関係者への受検勧奨や受検により得られる便益の向上、また、受検希望者への研修の実施等により受検者拡大を図ることを条件に、令和3年度から起算して隔年実施として存続を認めることが適当である。	



検討会におけるこれまでの検討状況(5/5)

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
R3	(対象なし)			R2年度はコロナ拡大防止のため中止されたため、R3年度の結果に基づき判断	
R4	塗料調色	98	毎年	令和5年度以降に実施される塗料調色職種に係る技能検定において、年間受検申請者数が100名以上であることを条件に毎年実施とし、令和6年度に再検討。(ただし、令和2年度を除く過去6年間の平均受検申請者数が100名以上である場合は、この限りではない。)	要フォロー →令和6年度 に再検討

職種の統廃合等の判断基準に基づく評価（第1次判断）

- 過去6年間の年間平均受検者数が100人以下※¹。ただし、以下の場合は検討対象から除外。
 - ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
 - ② 隔年又は3年ごとに実施するものは、それぞれ50人以上又は30人以上の場合

【コロナ禍での過去6年間の年間平均受検者数の算出方法】

新型コロナウイルス感染症感染防止のため令和2年度の検定試験が中止された職種もあったことも踏まえ、令和2年度の影響を除く。

- A 通年実施 → 令和2年度を除く直近の過去6カ年分の平均受検申請者数
- B 隔年実施 → 令和2年度を除く直近の過去3カ年分の平均受検申請者数
- C 3年ごと実施 → 令和2年度を除く直近の過去2カ年分の平均受検申請者数

令和5年度の評価においては

例1) 隔年の場合(○実施) ①H29～R4を算定の基礎とする ②H28～R1,R3～4を算定の基礎とする

例2) 3年実施 ①③H29～R4 ②H26～R1を算定の基礎とする

例1	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
①		○		○		○		○	
②	○		○		○		○		○

例2	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
①		○			○			○	
②	○			○			○		
③			○			○			○

第1次判断基準該当職種	作業名	申請者数実績								実施公示※	平均申請者数	備考	評価		
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3					R4	
金属溶解	鋳鉄溶解作業		72			41				70		27,30,R3	35	3年に1回実施、平均30人以上	対象外
	鋳鋼溶解作業	14			20				42			26,29,R2			
	軽合金溶解炉溶解作業	34				32				10		1			
粉末冶金	成形・再圧縮作業		96		119	1	89			44		27,29,R1,R3	77	隔年実施、平均50人以上	対象外
	焼結作業	66		89		91			18		28	26,28,30,R2,R4			
金型製作	プレス金型製作作業	88	93	74	71	74	74			62		26,27,28,29,30,R1,R3	75	隔年実施、平均50人以上	対象外
	プラスチック成形用金型製作作業	42		30		25			26			26,28,30,R2			
縫製機械整備	縫製機械整備作業	80		160		164			95		104	26,28,30,R2,R4	71	隔年実施、平均50人以上	対象外
機械木工	機械木工作業			15				20				25,28,R1,R4	37	3年に1回実施、平均30人以上 (R2年度の検討において、R5年度に再検討することとした経緯あり)	R5年度 再検討対象
	木工機械整備作業			74				61				117			
枠組壁建築	枠組壁工事作業	77	135	137	80	85	53	定期試験中止		68		26,27,28,29,30,R1,R2,R3	48	隔年実施、平均50人未満 (R2年度の検討において、隔年実施として存続を認めることとした経緯あり)	検討対象
エーエルシーパネル施工	エーエルシーパネル施工作業		77			102			106			25,27,29,R2	30	3年に1回実施、平均30人以上	対象外
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	102	4	95	16	74	31	定期試験中止 29		82	35	26,28,30,R2,R3	45	3年に1回実施、平均30人以上	対象外
印章彫刻	木口彫刻作業		101			70				141		27,30,R3	44	3年に1回実施、平均30人以上	対象外
	ゴム印彫刻作業 (R1年度作業廃止済)						50					R1			
塗料調色	調色作業	129	129	122	93	87	76	定期試験中止		78	79	26,27,28,29,30,R1,R2,R3,R4	89	毎年実施、平均100人未満 (R4年度の検討において、R6年度に再検討することとした経緯あり)	R6年度 再検討対象
義肢・装具製作	義肢製作作業	107	1	69	2	46	1	41			47	26,28,30,R2,R4	62	隔年実施、平均50人以上	対象外
	装具製作作業	97	90	81	54	31	58	1	60			26,27,28,29,30,R1,R3			



※ 定期試験を実施した年に限る(随時試験のみを実施した年を除外)

資料2 統廃合等 検討対象職種の概要

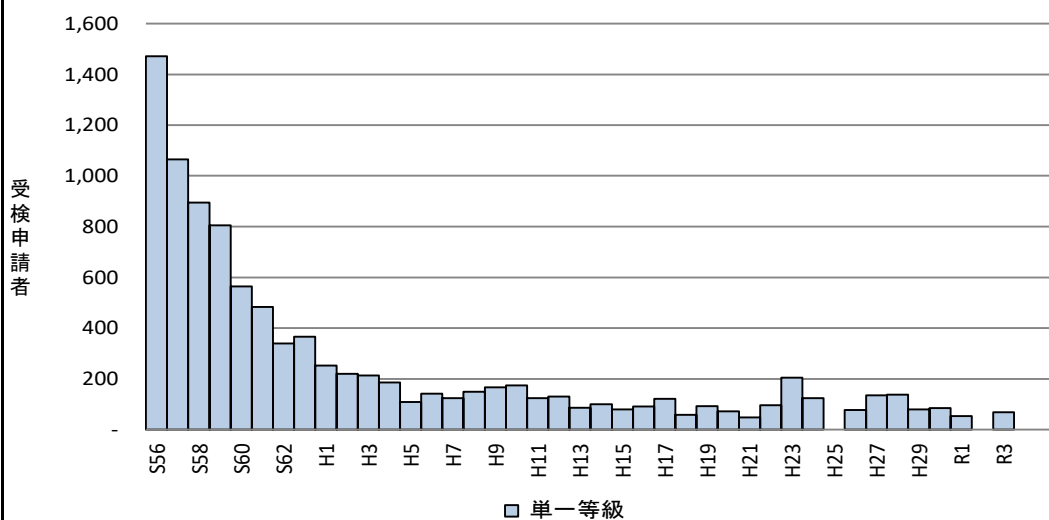
枠組壁建築職種の概要

・枠組壁工事業
数種類の規格木材を用いて組まれた枠組みに、構造用合板などを止め、金物及び専用クギを用いて打ち付けた床、壁によって建築物を建築する作業

昭和56年度に職種が新設された。受検申請者数は初年度の1,472人をピークに漸減しており、平成23年度に200名を超えたものの、その後は100名を下回る状況が増えていった。令和3年度から隔年で試験を実施している。

試験実施状況

枠組壁建築職種 受検申請者数の推移



「枠組壁建築」職種の受検申請者数の推移（過去6年分）

職種統廃合等の検討対象となる判断基準（1次判断基準）

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下のもの。ただし、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超の場合。
- ② 隔年又は3年毎の実施で、平均受検申請者数が50人又は30人に達する場合。

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去6年間)
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
枠組壁建築彫刻	80	85	53	-	68	-	48
枠組壁工事業	80	85	53	-	68	-	

(参考) 令和5年度の受検申請者数速報値は44人である。

枠組壁職種の統廃合等の検討の経緯

平成22年度 (検討会)	関係業界団体の積極的な受検勧奨など、今後の受検申請者の増加が期待されることから、平成18年度～23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。
平成24年度 (検討会)	平成22年度、平成23年度の受検者が連続して増加していること、その他の事情を総合勘案し、平成24年度の結果を見て判断することが適当である。
平成27年度 (検討会)	引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認めることが適当。
令和2年度 (検討会)	<p>枠組壁建築については、当該職種の技能者がその建設に従事するツーバイフォー住宅が住宅総戸数の12%台で推移し、木造戸数に限れば20%以上を安定して占めていることから、今後も一定のニーズを見込むことは可能と考えられる。しかしながら、受検申請者数は、第一次判断基準である100人を下回ると一旦増かすものの、数年後に再び100人を割り込むことを繰り返しており、令和元年度には3年連続で100人を下回り、53人となった。この結果、6年平均では95人となり、第一次判断基準の100人を下回っている。</p> <p>このため、枠組壁建築職種については、業界が引き続き会員を始めとする関係者への受検勧奨や受検により得られる便益の向上、また、受検希望者への研修の実施等により受検者拡大を図ることを条件に、令和3年度から起算して隔年実施として存続を認めることが適当である。</p>

機械木工職種の概要

・機械木工作业

数値制御ルータで製品を製作するために必要なプログラムシートや製作図の作成を行い、木材加工を行う作業

・木工機械整備作業

木工のこ盤、かんな盤、木工フライス盤、ほぞとり盤、木工せん孔盤、木工旋盤等の木工機械を整備する作業

平成24年度に木工機械整備職種と機械木工職種の統合が行われ、現在の機械木工職種となった。

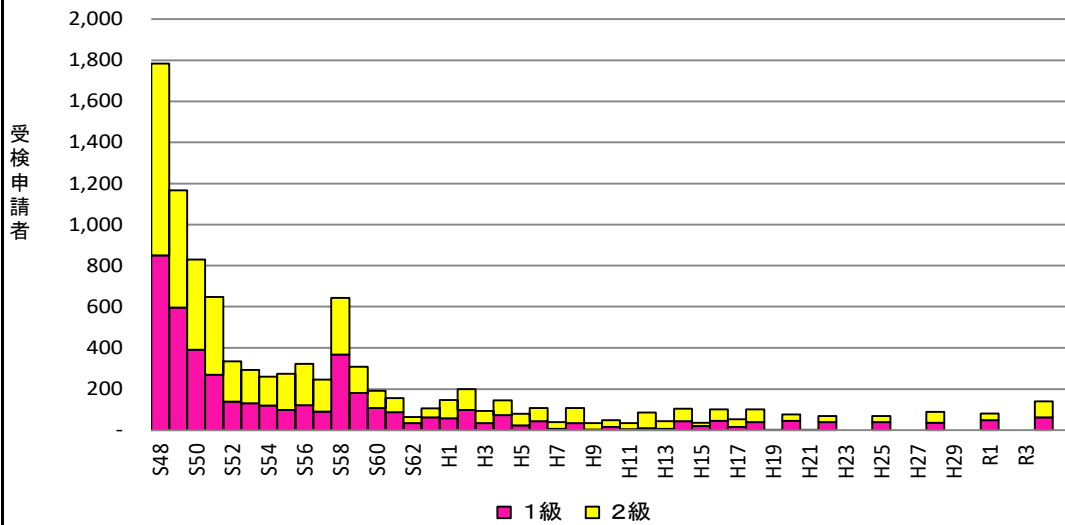
統合前の木工機械整備職種については、昭和46年度に機械木工職種として新設され、昭和48年度に木工機械調整職種へ、また昭和58年度に木工機械整備職種へ名称変更が行われた。

統合前の機械木工職種については、昭和63年度に新設された。

平成5年度以降、100名を下回る状況が増えていき、平成19年度以降は100名を下回る状況が続いている。昭和61年度から隔年で試験を実施し、平成22年度からは3年毎に試験を実施している。

試験実施状況

機械木工職種 受検申請者数の推移



機械木工職種の統廃合等の検討の経緯

平成21年度 (検討会)	<p>(木工機械整備職種)</p> <p>現在のままでは存続させず、(1)職種廃止、(2)他職種との統合の上で都道府県知事が実施する方式で実施、(3)指定試験機関が実施する方式で実施、のいずれかを選択し、関係業界団体で検討を進め、行政との協議の上で決定する。さらに、職種を廃止する場合には、受検申請者数の見込みを十分に考慮した上で、可能な範囲で最終試験の実施にも配慮する。</p>
平成22年度 (検討会)	<p>(機械木工職種)</p> <p>現在のままでは存続させず、①「職種廃止」又は②「都道府県方式により他職種との統合の上で実施」のいずれかについて、関係業界団体で検討を進め、行政と協議の上で決定することが適当。</p>
平成25年度 (検討会)	<p>(機械木工職種)</p> <p>木工機械整備職種との統合後の受検申請者数を含めて評価する。</p>
平成29年度 (検討会)	<p>(機械木工職種)</p> <p>平成31年度技能検定試験(次回)における受検申請者数が、少なくとも年間平均30人以上となることを条件に、存続を認めることが適当。</p>
令和2年度 (検討会)	<p>(機械木工職種)</p> <p>機械木工職種については、平成29年度の検討会の提言及び令和元年度の受検申請者数等を踏まえ、職種廃止とすべきである。ただし、職種廃止に当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために令和4年度に予定されている次回試験を実施すべきである。この場合、次回試験の受検申請者数が90人以上となった場合には、ただちに職種廃止とはせず、改めてその存廃について本検討会に諮るものとする。</p>

令和 5 年度技能検定職種の統廃合等に関するスケジュール

令和 6 年

1 月 17 日 第 1 回検討会開催（関係団体ヒアリング）

1 月 パブリックコメント実施

3 月 11 日 第 2 回検討会開催

3 月 報告書作成・公表

技能検定職種の統廃合等に関する意見募集について（案）

令和6年月日
厚生労働省
人材開発統括官付
能力評価担当参事官室

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に基づき実施される技能検定は、現在131職種を対象に実施されています（別添1参照）。

技能検定については、平成20年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成21年1月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準等を内容とする報告書が取りまとめられました（別添2参照）。

厚生労働省では、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行っています（別添3参照）。

この検討の一環として、統廃合等の対象職種に係る社会的便益を検討するに際して、パブリックコメントを行うこととなっていることから、令和5年度の検討対象職種となっている「枠組壁建築」職種（別添4参照）に係る統廃合等について、下記のとおり、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

記

1 御意見募集期間

令和6年月日（ ）から令和6年月日（ ）まで（郵送及びFAXについても、募集期間内の必着とします。）

2 御意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 人材開発統括官付 能力評価担当参事官室 宛て

○ FAXの場合

03-3595-3414

厚生労働省 人材開発統括官付 能力評価担当参事官室 宛て

○ 電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」により提出を行ってください。

3 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、「技能検定職種の統廃合等」と「職種名」を明記の上、日本語で御提出くださいますよう、お願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・法人の主たる事務所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

以上

技能検定制度について

1 概要

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき行われているものである。

本制度は、昭和34年度から実施され、令和4年度には全国で約87万人の受検申請があり、約36万人が合格している。技能検定制度開始からの累計では、延べ約837万人が技能士となっている。

2 実施内容

技能検定は、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定める職種ごとに等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、令和6年1月1日現在131職種である。これらについては、時代のニーズに合ったものとなるよう、職種・作業の新設・統廃合、試験基準の見直し等を毎年行っている。

等級区分は、職種により、①等級に区分するもの（特級、1級、2級、3級、及び基礎級）と、②等級に区分しないもの（単一等級）とがある。

3 実施体制

厚生労働大臣が定める実施計画に基づき、都道府県知事が技能検定を実施し、中央職業能力開発協会が試験問題の作成を行っている。なお、都道府県知事の行う業務のうち、技能検定受検申請書の受付、試験の実施等の業務は都道府県職業能力開発協会が行っている。

また、ファイナンシャル・プランニング等20職種については、当該職種に関連する民間機関が指定試験機関として指定を受け、技能検定の試験業務を行うこととなっている。

4 技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、技能士と称することができ、特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者に対しては厚生労働大臣名の、その他の等級の技能検定の合格者に対しては都道府県知事名又は指定試験機関の長名の合格証書が交付される。

技能検定職種一覧表 (131 職種) 令和6年1月1日現在

	技能検定職種
建設関係 (32)	造園、さく井、建築板金、冷凍空調機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
金属加工関係 (19)	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工 (※1)、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係 (12)	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係 (9)	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御 (※2)、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、電気製図
食料品関係 (7)	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係 (8)	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係 (6)	機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係 (2)	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係 (2)	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係 (3)	プリプレス、印刷、製本
その他 (31)	<u>ウェブデザイン</u> 、 <u>キャリアコンサルティング</u> 、 <u>ピアノ調律</u> 、 <u>ファイナンシャル・プランニング</u> 、 <u>眼鏡作製</u> 、 <u>知的財産管理</u> 、 <u>金融窓口サービス</u> 、 <u>ブライダルコーディネート</u> 、 <u>接客販売</u> 、 <u>着付け</u> 、 <u>ホテル・マネジメント</u> 、 <u>レストランサービス</u> 、 <u>フィットネスクラブ・マネジメント</u> 、 <u>ビル設備管理</u> 、 <u>園芸装飾</u> 、 <u>ロープ加工</u> 、 <u>情報配線施工</u> 、 <u>化学分析</u> 、 <u>印章彫刻</u> 、 <u>ガラス用フィルム施工</u> 、 <u>塗料調色</u> 、 <u>義肢・装具製作</u> 、 <u>舞台機構調整</u> 、 <u>工業包装</u> 、 <u>写真</u> 、 <u>調理</u> 、 <u>ビルクリーニング</u> 、 <u>ハウスクリーニング</u> 、 <u>産業洗浄</u> 、 <u>商品装飾展示</u> 、 <u>フラワー装飾</u>

- ・下線の 20 職種は、指定試験機関(民間機関)で実施することとなっている。
- (※1)「放電加工」から名称変更(令和5年4月1日)
- (※2)新設職種(令和5年4月1日)

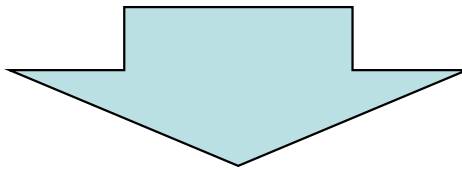
技能検定の職種等の統廃合等について

行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)

既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。

規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月25日規制改革会議)

検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、(中略)例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。



技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書(平成21年1月)

1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当

2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当

3 統廃合等の判断基準

検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。
ただし、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- ② 隔年又は3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合

100人以下
の場合

社会的便益の評価(第2次判断)

- ① 業界、② 受検者、③ 雇用主、④ 消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断
- ※社会的便益を一般指標化し、職種をグループ分けして第2次判断の基準を明確にすることが適当

4 検討過程の客観性・透明性の確保

- ① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当

技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

技能検定については、平成20年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成21年1月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられたところである。

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 統廃合等を判断する際の社会的便益の評価について
- (2) 職種の統廃合等について
- (3) その他

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、職業能力開発専門調査員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第18号（平成29年9月1日改正））に基づき、厚生労働省人材開発統括官が委嘱する専門調査員（別紙参照）により構成されるものとする。
- (2) 検討会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じて参集者以外の者の意見を聞くことができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省人材開発統括官が、随時、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省参事官（能力評価担当）において行う。

5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができることとする。

(別紙)

技能検定職種の統廃合等に関する検討会参集者名簿

令和6年1月17日

金子 勝一	山梨学院大学 教授
川瀬 治	日刊工業新聞社 編集委員
黒澤 昌子 座長	政策研究大学院大学 副学長
古賀 俊彦	職業能力開発総合大学校 准教授
高山 昌茂	協和監査法人 代表社員公認会計士
武雄 靖	ものづくり大学 教授
塚崎 英世	職業能力開発総合大学校 教授
筒井 美紀	法政大学 教授

五十音順・敬称略

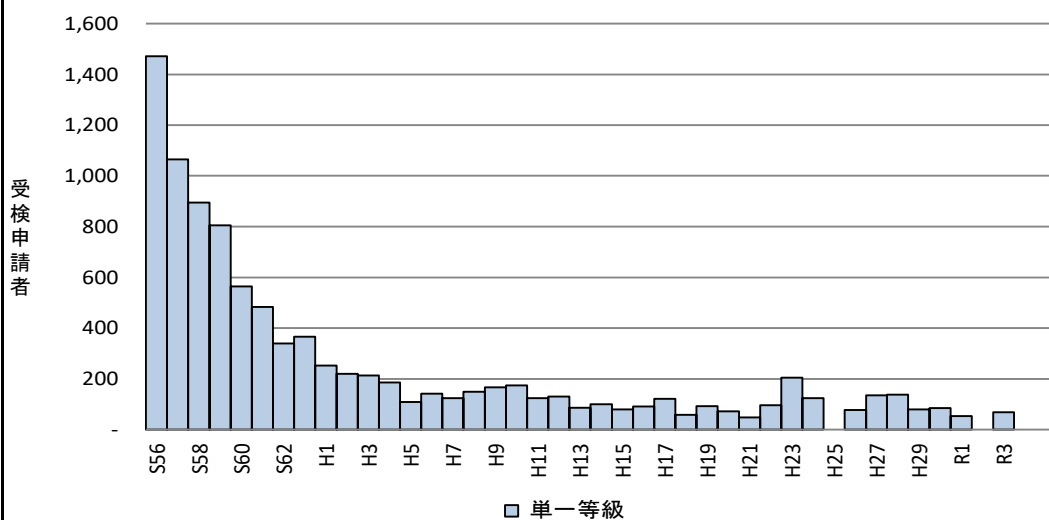
枠組壁建築職種の概要

・枠組壁工事業
 数種類の規格木材を用いて組まれた枠組みに、構造用合板などを止め、金物及び専用クギを用いて打ち付けた床、壁によって建築物を建築する作業

昭和56年度に職種が新設された。受検申請者数は初年度の1,472人をピークに漸減しており、平成23年度に200名を超えたものの、その後は100名を下回る状況が増えていった。令和3年度から隔年で試験を実施している。

試験実施状況

枠組壁建築職種 受検申請者数の推移



「枠組壁建築」職種の受検申請者数の推移（過去6年分）

職種統廃合等の検討対象となる判断基準（1次判断基準）

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下のもの。ただし、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超の場合。
- ② 隔年又は3年毎の実施で、平均受検申請者数が50人又は30人に達する場合。

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去6年間)
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
枠組壁建築彫刻	80	85	53	-	68	-	48
枠組壁工事業	80	85	53	-	68	-	

報道関係者 各位

令和5年8月10日（木）

【照会先】

人材開発統括官付 能力評価担当参事官室

参事官 安達 佳弘

主任職業能力検定官 増岡 宗一郎

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5936)

(直通電話) 03(3502)6958

令和4年度「技能検定」の実施状況を公表します

～新たに約36万人が「技能士」に～

厚生労働省はこのたび、令和4年度「技能検定」の実施状況をまとめましたので、公表します。令和4年度の技能検定の合格者数は35万9,641人となりました。

技能検定制度は、働く上で身につけるべき、または必要とされる技能の程度を国が証明するもので、現在131職種で実施しています。この検定に合格した人だけが「技能士」を名乗ることができ、昭和34年度の制度開始から今回の実施までで、延べ約837万人が合格しています。

【令和4年度の実施状況の概要】

- ・ 受検申請者数：86万9,519人で、令和3年度比102,897人（10.6%）の減少。
[別添P1-1参照]
- ・ 合格者数：35万9,641人で、令和3年度比8,395人（2.3%）の減少。
[別添P1-1参照]
- ・ 合格率：41.4%で令和3年度（37.8%）から3.6%の増加。
[別添P1-1参照]
- ・ 制度創設当初からの合格者数の累計：836万5,025人。 [別添P5-4参照]
- ・ 職種別で最も受検申請者数が多い職種はファイナンシャル・プランニングで53万9,871人。 [別添P3-3、同4-4参照]
- ・ 等級別で最も受検申請者数が多い等級は2級（中級相当）で、34万2,671人。
[別添P2-2（2）参照]

【別添資料】 令和4年度「技能検定」実施状況

【関連サイト】 技能検定関連の情報は、ポータルサイト「技のとびら」でご覧いただけます。

<https://waza.mhlw.go.jp/>

令和4年度「技能検定」実施状況

別添資料

1. 等級別の実施状況（令和4年度）

等級 (技能検定の合格に必要な技能及び知識)	受検申請者数 (令和3年度比)	合格者数 (令和3年度比)	合格率 (令和3年度)
特級 (管理者又は監督者に必要な技能及び知識)	4,424人 (-8.3%)	1,418人 (-28.9%)	32.1% (41.3%)
1級 (上級の技能労働者に必要な技能及び知識)	93,393人 (-7.1%)	32,365人 (+7.6%)	34.7% (29.9%)
2級 (中級の技能労働者に必要な技能及び知識)	342,671人 (-12.2%)	99,140人 (-10.9%)	28.9% (28.5%)
3級 (初級の技能労働者に必要な技能及び知識)	305,230人 (-11.6%)	163,059人 (-6.0%)	53.4% (50.2%)
単一等級 (等級に区分していない職種で、1級相当の技能及び知識)	2,520人 (-15.8%)	1,284人 (-18.9%)	51.0% (52.9%)
随時2級 (技能実習生を対象とし、中級の技能労働者に必要な技能及び知識)	12,419人 (+24.6%)	233人 (-0.9%)	1.9% (2.4%)
随時3級 (技能実習生を対象とし、初級の技能労働者に必要な技能及び知識)	54,135人 (-38.8%)	14,539人 (-37.1%)	26.9% (26.2%)
基礎級 (技能実習生を対象とし、基本的な業務を遂行するために必要な技能及び知識)	54,727人 (+82.2%)	47,603人 (+80.5%)	87.0% (87.8%)
合計	869,519人 (-10.6%)	359,641人 (-2.3%)	41.4% (37.8%)

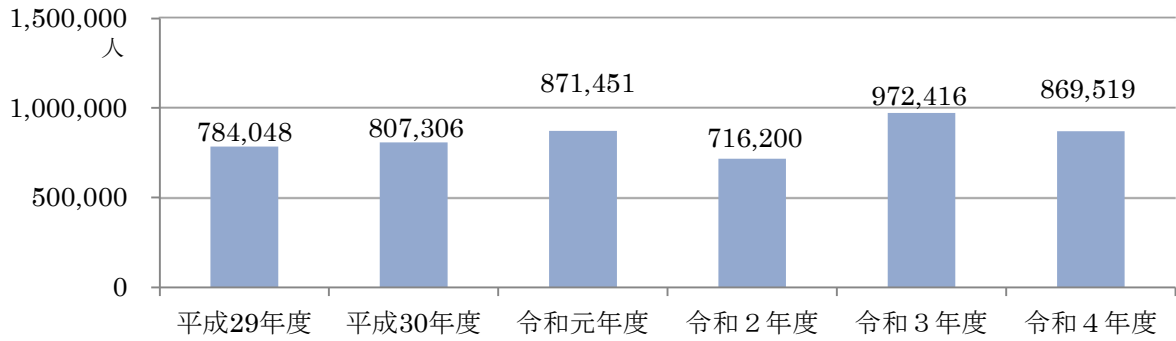
- 技能検定は学科試験と実技試験を行い、受検申請者数は、当該年度に同時に両試験に申請した者は1名として計上している。例外として、学科試験の合格が実技試験の受検要件となっているため、両試験を同時に申請できない一部の職種（ファイナンシャル・プランニング1級、金融窓口サービス1級、知的財産管理1級、接客販売1級と2級、フィットネスクラブ・マネジメント1級）は、学科試験と実技試験の受検申請者数の合計を計上している（以下同じ）。
- 随時2級は令和元年度より実施。
- 技能実習制度で受検を必須とする技能検定の実技試験の実施状況（随時2級と随時3級）は下表のとおり。

随時2級と随時3級の実技試験の実施状況

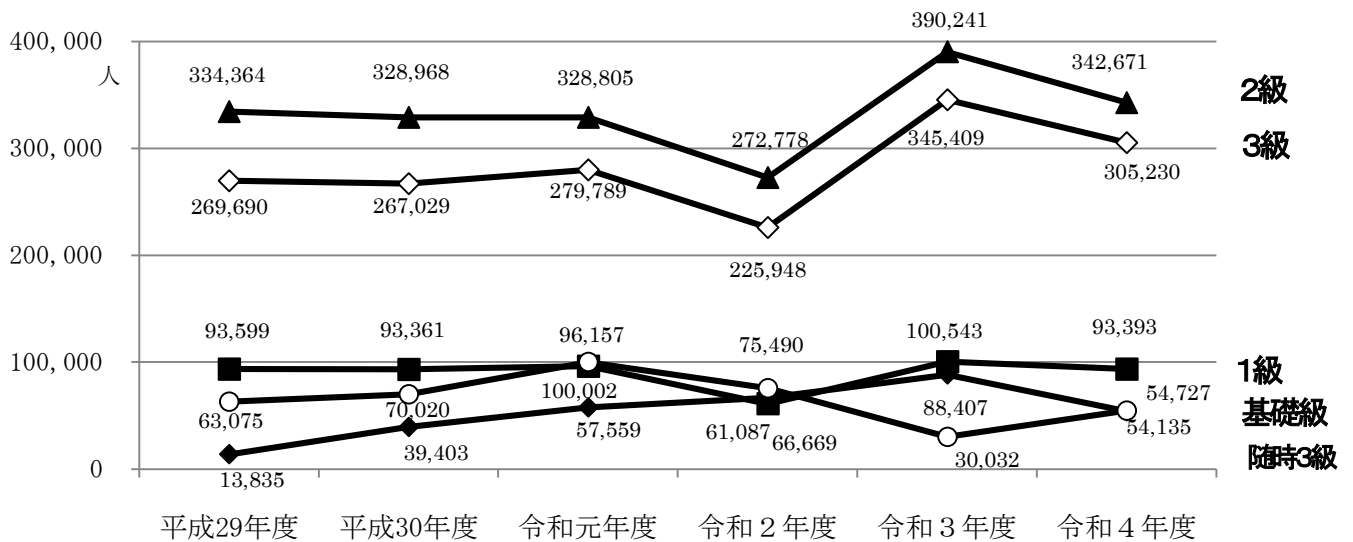
等級	実技申請者数 (令和3年度比)	実技合格者数 (令和3年度比)	実技合格率 (令和3年度)
随時2級	12,254人 (+25.9%)	6,273人 (+24.7%)	51.2% (51.7%)
随時3級	51,754人 (-39.2%)	44,319人 (-39.5%)	85.6% (86.1%)

2. 受検申請者数の推移（過去6年間）

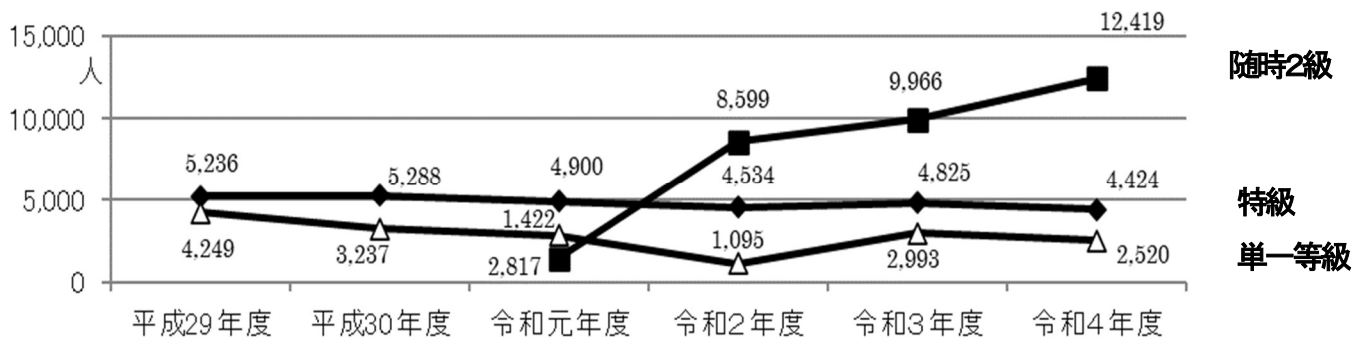
(1) 全等級の合計



(2) 1級、2級、3級、随時3級と基礎級



(3) 特級、単一等級と随時2



3. 等級別受検申請者数の多い職種（各上位5職種）

全等級合計

職種名	受検申請者数(人)	令和3年度比	合格者数(人)	令和3年度比
ファイナンシャル・プランニング	539,871	-12.9%	192,352	-7.7%
機械保全	32,673	-4.9%	13,668	-7.5%
機械加工	19,050	-13.7%	10,326	-6.5%
とび	17,685	-2.5%	8,417	+11.9%
知的財産管理	16,847	+4.6%	8,165	+11.4%

特級

職種名	受検申請者数(人)	令和3年度比	合格者数(人)	令和3年度比
機械加工	930	-11.4%	301	-34.6%
機械保全	724	-1.6%	174	-41.2%
機械検査	337	-6.4%	138	-14.3%
仕上げ	318	-18.0%	110	-26.7%
金属熱処理	292	-18.7%	89	-39.5%

1級

職種名	受検申請者数(人)	令和3年度比	合格者数(人)	令和3年度比
ファイナンシャル・プランニング	30,156	-22.9%	2,880	-30.5%
機械保全	9,582	+1.6%	2,892	-2.7%
眼鏡作製	6,266	-	5,734	-
塗装	4,620	-9.9%	1,870	-15.6%
とび	3,142	-14.3%	1,566	-12.2%

2級

職種名	受検申請者数(人)	令和3年度比	合格者数(人)	令和3年度比
ファイナンシャル・プランニング	263,463	-13.9%	64,982	-14.1%
機械保全	14,737	+5.8%	5,129	+5.3%
知的財産管理	6,794	-2.6%	2,313	-2.1%
機械加工	4,750	-14.6%	2,419	-14.5%
キャリアコンサルティング	3,603	-5.9%	517	-18.1%

3級

職種名	受検申請者数(人)	令和3年度比	合格者数(人)	令和3年度比
ファイナンシャル・プランニング	246,252	-10.3%	124,490	-3.3%
知的財産管理	9,168	+10.3%	5,758	+17.7%
機械検査	6,714	-20.5%	4,579	-20.1%
機械保全	6,249	-27.4%	4,799	-21.8%
機械加工	4,235	-21.1%	2,984	-22.3%

単一等級

職種名	受検申請者数(人)	令和3年度比	合格者数(人)	令和3年度比
調理	651	-12.0%	295	-17.4%
路面標示施工	650	-17.2%	354	-16.9%
産業洗浄	555	+0.4%	343	-7.3%
バルコニー施工	182	+100.0%	125	+76.1%
ハウスクリーニング	178	+21.9%	42	-16.0%

随時2級

職種名	受検申請者数(人)	令和3年度比	合格者数(人)	令和3年度比
婦人子供服製造	1,404	-18.4%	22	-45.0%
とび	1,404	+40.1%	28	+55.6%
鉄筋施工	979	+35.4%	26	-7.1%
プラスチック成形	884	+69.7%	29	+480.0%
塗装	707	+37.5%	20	+233.3%

随時3級

職種名	受検申請者数(人)	令和3年度比	合格者数(人)	令和3年度比
とび	6,745	-26.5%	1,789	-25.3%
プラスチック成形	4,351	-39.3%	1,157	-39.1%
塗装	3,235	-34.8%	962	-33.6%
婦人子供服製造	3,154	-42.7%	823	-46.6%
工業包装	3,004	-38.0%	664	-34.4%

基礎級

職種名	受検申請者数(人)	令和3年度比	合格者数(人)	令和3年度比
とび	5,837	+59.3%	4,745	+59.9%
プラスチック成形	5,061	+81.7%	4,432	+77.1%
工業包装	3,560	+90.7%	3,216	+90.6%
塗装	3,110	+79.3%	2,752	+79.1%
機械加工	3,009	+134.0%	2,664	+128.1%

4. 職種別受検申請者数の推移（過去6年間）及び令和4年度の合格者数

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去6年間)	合格者数 (令和4年度)
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
1 ウェブデザイン ※	3,785	3,814	3,440	2,987	4,350	4,078	3,742	2,120
2 キャリアコンサルティング ※	6,030	5,557	5,126	2,780	4,728	4,594	4,803	575
3 ピアノ調律 ※	617	512	502	-	458	417	501	119
4 ファイナンシャル・プランニング ※	467,876	451,804	474,596	435,424	619,650	539,871	498,204	192,352
5 眼鏡作製 ※	-	-	-	-	-	7,466	7,466	6,089人
6 知的財産管理 ※	17,862	17,714	17,422	11,950	16,113	16,847	16,318	8,165
7 金融窓口サービス ※	12,777	11,470	9,187	4,552	6,823	3,165	7,996	1,106
8 フライダルコーディネート ※	-	3,715	4,220	4,144	4,525	4,291	4,179	2,959
9 接客販売 ※	418	3,886	1,512	768	787	709	1,347	378
10 着付け ※	1,298	1,367	1,284	-	1,054	1,214	1,243	786
11 ホテル・マネジメント ※	-	204	350	374	523	391	368	31
12 レストランサービス ※	4,571	4,549	4,479	4,380	4,701	3,766	4,408	1,824
13 フィットネスクラブ・マネジメント ※	121	965	2,172	2,966	2,843	2,504	1,929	1,168
14 ビル設備管理 ※	99	102	88	67	60	66	80	34
15 園芸装飾	1,009	1,156	1,143	-	1,017	859	1,037	642
16 造園	4,815	4,557	4,191	1,922	4,178	3,795	3,910	2,085
17 さく井	589	683	748	732	680	751	697	446
18 金属溶解	52	41	-	52	70	1	43	1
19 鋳造	2,377	3,137	3,871	2,767	2,917	2,613	2,947	1,540
20 鍛造	230	409	467	471	304	261	357	149
21 金属熱処理	4,750	5,188	5,111	768	5,249	4,402	4,245	2,460
22 粉末冶金	119	92	89	18	44	28	65	16
23 機械加工	22,168	24,420	26,576	15,079	22,082	19,050	21,563	10,326
24 放電加工	581	588	521	33	450	382	426	181
25 金型製作	84	113	85	41	73	10	68	5
26 金属プレス加工	4,934	6,738	8,826	6,799	6,333	5,910	6,590	3,074
27 鉄工	2,939	3,168	4,313	2,778	3,977	3,873	3,508	1,894
28 建築板金	1,853	1,988	2,426	1,710	2,637	2,590	2,201	1,256
29 工場板金	3,047	3,346	4,371	3,223	3,733	3,501	3,537	2,060
30 めっき	2,085	2,723	3,152	1,819	2,751	2,772	2,550	1,536
31 アルミニウム陽極酸化処理	123	304	256	342	215	289	255	171
32 溶射	69	184	81	-	132	55	104	34
33 金属ばね製造	521	554	548	279	388	447	456	200
34 ロープ加工	96	122	107	77	91	81	96	45
35 仕上げ	5,800	6,275	6,697	2,621	5,796	4,904	5,349	2,164
36 切削工具研削	147	218	138	-	166	116	157	69
37 機械検査	15,212	17,384	19,465	15,216	16,924	14,288	16,415	7,732
38 ダイカスト	1,246	1,527	1,910	1,098	1,671	1,516	1,495	826
39 機械保全 ※	35,475	37,072	38,688	25,744	34,347	32,673	34,000	13,668
40 電子回路接続	241	213	211	160	157	170	192	63
41 電子機器組立て	10,622	13,213	14,888	9,486	12,226	9,553	11,665	4,966
42 電気機器組立て	7,506	7,434	8,167	2,838	7,204	6,097	6,541	3,194
43 半導体製品製造	1,556	1,445	1,338	835	1,068	1,333	1,263	566
44 プリント配線板製造	608	748	1,174	921	989	811	875	439
45 自動販売機調整	533	411	353	225	208	203	322	89
46 産業車両整備	353	326	293	-	325	294	318	196
47 鉄道車両製造・整備	1,468	1,484	1,473	621	1,436	1,316	1,300	845
48 時計修理	1,199	1,158	1,277	524	824	826	968	466
49 光学機器製造	438	414	407	212	354	403	371	195
50 内燃機関組立て	949	788	887	671	654	608	760	364
51 空気圧装置組立て	2,914	2,984	2,792	2,068	2,365	2,334	2,576	1,476
52 油圧装置調整	1,461	1,423	1,469	1,142	1,152	1,146	1,299	465
53 縫製機械整備	-	164	-	95	-	104	121	74
54 建設機械整備	3,817	3,568	3,607	294	4,165	3,809	3,210	1,880
55 農業機械整備	1,769	1,650	1,477	1,290	1,418	1,264	1,478	784
56 冷凍空気調和機器施工	2,180	2,071	2,396	2,555	2,516	2,126	2,307	1,183
57 染色	334	369	502	391	333	315	374	153
58 ニット製品製造	174	231	333	232	210	161	224	62
59 婦人子供服製造	11,336	12,941	14,655	11,289	9,493	7,551	11,211	3,220
60 紳士服製造	645	992	945	880	648	558	778	250
61 和裁	299	260	245	230	220	206	243	116
62 寝具製作	187	261	277	278	201	177	230	99
63 帆布製品製造	597	588	690	562	512	456	568	270
64 布はく縫製	265	222	363	232	181	154	236	86
65 機械木工	-	-	81	-	-	140	111	83
66 家具製作	1,609	1,694	2,260	1,642	2,091	1,852	1,858	1,025
67 建具製作	326	362	500	292	375	393	375	178
68 紙器・段ボール箱製造	549	882	1,282	1,376	1,168	1,109	1,061	733
69 プリプレス	196	174	147	122	112	112	144	57
70 印刷	1,079	1,153	1,445	906	1,146	1,000	1,122	475

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去6年間)	合格者数 (令和4年度)
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
71 製本	746	1,081	1,337	1,404	1,124	1,094	1,131	581
72 プラスチック成形	12,140	15,007	19,372	13,682	15,589	15,239	15,172	7,236
73 強化プラスチック成形	409	479	606	399	512	476	480	250
74 石材施工	406	551	520	419	482	389	461	157
75 パン製造	2,523	3,310	4,223	4,353	3,612	3,680	3,617	2,216
76 菓子製造	392	391	370	321	313	302	348	159
77 製麺	183	107	108	20	243	-	132	-
78 ハム・ソーセージ・ベーコン製造	1,538	2,075	2,488	2,103	1,902	1,637	1,957	978
79 水産練り製品製造	943	1,115	1,549	1,060	1,064	688	1,070	354
80 みそ製造	-	227	-	101	-	239	189	164
81 酒造	-	205	150	-	154	131	160	82
82 情報配線施工 ※	674	474	555	444	502	396	508	196
83 建築大工	7,017	7,472	8,870	7,997	7,734	6,717	7,635	3,642
84 枠組壁建築	80	85	53	-	68	-	72	-
85 かわらぶき	433	486	654	642	475	530	537	263
86 とび	10,186	12,902	18,232	16,408	18,146	17,685	15,593	8,417
87 左官	1,863	2,421	3,049	2,296	3,067	2,717	2,569	1,495
88 築炉	399	382	460	114	497	456	385	291
89 ブロック建築	258	257	309	77	161	149	202	89
90 エーエルシーパネル施工	102	-	-	106	-	-	104	-
91 タイル張り	675	753	828	590	789	731	728	327
92 畳製作	150	117	113	6	111	82	97	58
93 配管	4,360	4,790	5,330	5,772	5,584	5,205	5,174	2,479
94 厨房設備施工	301	230	244	176	189	181	220	106
95 型枠施工	5,216	6,115	8,327	8,377	7,131	7,040	7,034	3,446
96 鉄筋施工	6,368	6,980	9,218	8,738	7,616	6,981	7,650	3,281
97 コンクリート圧送施工	846	924	950	1,020	905	906	925	523
98 防水施工	4,849	4,924	5,769	2,760	5,528	5,174	4,834	2,722
99 樹脂接着剤注入施工	710	507	449	485	509	503	527	208
100 内装仕上げ施工	3,109	4,288	5,087	3,109	4,906	4,449	4,158	2,432
101 熱絶縁施工	893	1,005	1,179	682	1,473	1,351	1,097	665
102 カーテンウォール施工	188	149	133	126	139	102	140	55
103 サッシ施工	648	628	681	251	754	719	614	322
104 自動ドア施工	345	337	271	303	268	247	295	169
105 バルコニー施工	139	130	87	67	91	182	116	125
106 ガラス施工	407	352	354	302	305	303	337	161
107 ウェルポイント施工	16	74	31	29	82	35	45	21
108 テクニカルイラストレーション	439	551	479	485	436	354	457	253
109 機械・プラント製図	6,041	6,086	5,819	5,276	4,700	4,612	5,422	1,996
110 電気製図	527	500	514	495	482	468	498	220
111 化学分析	447	591	563	370	785	691	575	432
112 金属材料試験	801	768	777	483	518	554	650	228
113 貴金属装身具製作	278	339	350	212	362	341	314	184
114 印章彫刻	-	70	50	-	141	-	87	-
115 ガラス用フィルム施工 ※	172	125	136	93	139	153	136	78
116 表装	861	923	1,175	421	1,080	1,024	914	502
117 塗装	11,695	13,166	15,457	9,222	14,517	13,537	12,932	6,565
118 路面標示施工	651	596	551	-	785	650	647	354
119 塗料調色	93	87	76	-	78	79	83	28
120 広告美術仕上げ	224	221	248	276	220	151	223	82
121 義肢・装具製作	56	77	59	42	60	47	57	37
122 舞台機構調整	1,359	1,395	1,185	547	1,533	1,203	1,204	621
123 工業包装	2,648	4,417	7,525	7,632	7,183	7,095	6,083	3,886
124 写真	138	191	156	110	159	102	143	84
125 調理 ※	990	934	867	619	740	651	800	295
126 ビルクリーニング ※	2,652	4,023	6,237	7,493	6,744	7,216	5,728	3,920
127 ハウスクリーニング ※	345	310	198	123	146	178	217	42
128 産業洗浄	646	591	585	-	553	555	586	343
129 商品装飾展示	346	396	332	118	451	255	316	184
130 フラワー装飾	2,142	2,271	2,064	1,094	1,922	1,760	1,876	1,299
(廃) 陶磁器製造(令和3年度廃止)	-	79	-	-	66	-	73	-
合計	784,048	807,306	871,451	716,200	972,416	869,519	836,823	359,641
都道府県方式	228,286	258,709	300,392	211,292	263,183	238,873	250,123	123,736
指定試験機関方式	555,762	548,597	571,059	504,908	709,233	630,646	586,701	235,905
昭和34年度からの受検申請者数の累計	16,067,998	16,875,304	17,746,755	18,462,956	19,435,372	20,304,891		
昭和34年度からの合格者数の累計	6,649,982	6,974,055	7,337,788	7,637,348	8,005,384	8,365,025		

- ・ 職種名に「※」が付されているものは、指定試験機関が技能検定試験を行う職種である。
- ・ 職種の順番は、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3の記載順で、番号は便宜的に記載したものを。
- ・ 欄中に斜線が入っている箇所は、その試験の設定がない（職種の追加前）ことを表す。
- ・ 欄中に「-」が記載されている箇所は、試験の休止を示す。

技能検定制度について

1 概要

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき行われているものである。

本制度は、昭和34年度から実施され、令和4年度には全国で約87万人の受検申請があり、約36万人が合格している。技能検定制度開始からの累計では、延べ約837万人が技能士となっている。

2 実施内容

技能検定は、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定める職種ごとに等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、令和5年8月1日現在131職種である。これらについては、時代のニーズに合ったものとなるよう、職種・作業の新設・統廃合、試験基準の見直し等を毎年行っている。

等級区分は、職種により、①等級に区分するもの（特級、1級、2級、3級、及び基礎級）と、②等級に区分しないもの（単一等級）とがある。

3 実施体制

厚生労働大臣が定める実施計画に基づき、都道府県知事が技能検定を実施し、中央職業能力開発協会が試験問題の作成を行っている。なお、都道府県知事の行う業務のうち、技能検定受検申請書の受付、試験の実施等の業務は都道府県職業能力開発協会が行っている。

また、ファイナンシャル・プランニング等20職種については、当該職種に関連する民間機関が指定試験機関として指定を受け、技能検定の試験業務を行うこととなっている。

4 技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、技能士と称することができ、特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者に対しては厚生労働大臣名の、その他の等級の技能検定の合格者に対しては都道府県知事名又は指定試験機関の長名の合格証書が交付される。

技能検定職種一覧表 (131 職種) 令和5年8月1日現在

技能検定職種	
建設関係 (32)	造園、さく井、建築板金、冷凍空調機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
金属加工関係 (19)	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工 (※1)、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係 (12)	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係 (9)	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御 (※2)、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、電気製図
食料品関係 (7)	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係 (8)	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係 (6)	機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係 (2)	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係 (2)	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係 (3)	プリプレス、印刷、製本
その他 (31)	ウェブデザイン、キャリアコンサルティング、ピアノ調律、ファイナンシャル・プランニング、眼鏡作製、知的財産管理、金融窓口サービス、ブライダルコーディネート、接客販売、着付け、ホテル・マネジメント、レストランサービス、フィットネスクラブ・マネジメント、ビル設備管理、園芸装飾、ロープ加工、情報配線施工、化学分析、印章彫刻、ガラス用フィルム施工、塗料調色、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、調理、ビルクリーニング、ハウスクリーニング、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾

・下線の 20 職種は、指定試験機関(民間機関)で実施することとなっている。

(※1)「放電加工」から名称変更(令和5年4月1日)

(※2)新設職種(令和5年4月1日)

行政改革の重要方針（抄）

平成 17 年 12 月 24 日
閣 議 決 定

「小さくて効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図ることは、政府にとって喫緊かつ最重要課題の一つである。

このため、政府はこれまで「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定。以下「12 年行革大綱」という。）及び「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定。以下「16 年行革方針」という。）等に基づき、「官から民へ」、「国から地方へ」等の観点から行政改革を推進してきた。

今後、「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものとするためには、与党の議論を踏まえこれまで以上に事業の仕分け・見直しなどを行いつつ、行政のスリム化、効率化を一層徹底することが必要である。この観点から、以下のとおり、更に推進すべき行政改革の重要課題について、現段階で新たに政府として具体的な方針を策定するものを一括して取りまとめ、既往の行革方針等で示された事項と併せ、これらを更に推進し改革を続行する。

また、本重要方針で定める改革の今後における着実な実施のため、基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案（仮称）」を策定し、平成 18 年通常国会に提出する。

2 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し

（4）特別の法律により設立される民間法人の見直し

特別の法律により設立される民間法人については、国民負担の軽減、財政支出の削減、事務・事業の効率化等の観点から、その事業等について別表 5 の措置を講ずる。また、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）等に適合するよう引き続き指導監督を行う。

【別表 5】

法人名（所管府省）	講ずべき措置
＜その他法人＞	
中央職業能力開発協会 （厚生労働省）	○技能検定制度について、新設の職種については、民間の指定試験機関において行うことを原則とする。既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。 ○（以下略）

規制改革推進のための第2次答申（平成19年12月25日規制改革会議）（抄）

II. 各重点分野における規制改革

5 官業改革

(3) 既往の会議等が提言した官業改革のフォローアップ

② 特別の法律により設立される民間法人

ア 中央職業能力開発協会

【問題意識】

中央職業能力開発協会は、国からの補助金等により多くの事業を実施しているが、各種技能検定のうち民間参入が行われている職種は極めて限定的であることから、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」（平成17年12月21日規制改革・民間開放推進会議）における指摘を踏まえ、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）において、各種技能検定職種の更なる民間参入の促進を図るとともに、民間参入のない職種については、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかを検証し、その見直しを行うこととされた。

これを受けて、厚生労働省では、平成18年5月以降「技能検定職種等のあり方に関する検討会」を開催し、同年9月には、技能検定職種の統廃合・新設や民間参入の促進に関する基本的考え方を示した報告書が取りまとめられるに至った。

現在、この基本的考え方に基づき、厚生労働省において、その具体的な対応策が検討されているところであるが、技能検定職種の統廃合等について検討を進めるに当たっては、協会の事業に公費が投入されている事実にかんがみ、当該業界団体及び関連する専門家のみによる検討に止まらず広く公共の見地より、統廃合等をもたらす社会的利益が透明なプロセスの下で検証されることが重要と考える。また、この検討作業が、遅延することなく実施され、速やかに技能検定職種の統廃合等を実現するためには、作業工程を明確化させるとともに、統廃合等についての定量的基準を設定する必要がある。

【具体的施策】

中央職業能力開発協会が実施する技能検定については、検定職種の統廃合・新設、民間参入を促進するに当たり、個々の技能検定試験がもたらす社会的便益と費用を勘案し、それらの社会的有用性を客観性・透明性を確保したプロセスを経て広く公共の見地から検討できる体制整備を行うべきである。

上記の検討体制下における検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進す

るため、実施期限を付した検討の作業計画を策定するとともに、同作業計画において、検定職種の統廃合を明確化・加速化させるため、例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。

また、検討過程の客観性・透明性の確保に当たっては、基礎的情報の公開が前提となることから、検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等を積極的に公表することにより、個々の検定職種の社会的ニーズ、公的負担の程度等を明らかにすべきである。【平成20年度措置】

さらに、技能検定試験における指定試験機関は、現在、非営利団体に限定されているが、安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を整備した上で、営利団体にもこれを開放することについて検討すべきである。【平成20年度結論】

令和4年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書の概要

1 検討会の役割

職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定130職種のうち都道府県方式で実施している110職種を対象に、技能検定制度等に精通した有識者が統廃合等の判断基準に基づき、職種の統廃合等の具体的取扱いについて検討するもの。

2 統廃合等の判断基準

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し（①）、当該職種の社会的便益を検討・勘案し（②）、統廃合の可否等を検討する。

- ① 過去6年間の年間平均受検申請者数が100人以下（第1次判断(定量的基準)）
 - ただし、以下の場合には検討対象から除外
 - ・ 直近2年間の受検申請者数がいずれも100人超
 - ・ 隔年又は3年毎の実施の場合は、年間平均受検申請者数がそれぞれ50人以上又は30人以上
- ② 受検申請者数以外の社会的便益を勘案し、統廃合等の可否について検討（第2次判断（社会的便益））
 - ・ 関係業界団体等に対するヒアリングの実施
 - ・ 一般国民に対するパブリックコメントの実施（令和4年12月14日～令和5年1月20日の間で実施）

3 検討対象職種

令和4年度は、①の基準に該当する1職種（塗料調色職種）を検討対象とした。

塗料調色職種は、現在、通年で実施されているが、第1次判断基準を下回ったことを踏まえ隔年実施に実施頻度を落とすか、社会的便益に照らして通年実施を継続するか、評価を行った。

職 種	受検申請者数 6年平均値 (平成27～令和3年度※) ※令和2年度を除く。	受検申請者数					
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R3年度
塗料調色	98	129	122	93	87	76	78

4 検討結果のポイント

1. 塗料調色：

(いわゆる塗料の色合わせを行う作業。指定された塗料の色と容量をできるだけ少ない原色数で、かつ短時間でを行う。)

- 令和2年度を除く平成26年度から令和3年度の6年間の受検申請者は平均98名と、第1次判断基準を下回る結果となった。
- 受検者が増加しない要因として、店頭調色機の普及等による熟練者の相対的ニーズの低下、若年者の世代交代の遅さに起因する新規対象者の受検の伸び悩み、PR不足等がある一方、団体会員へのアンケートの結果等からは、潜在的受験者も相当数存在することが期待される。
- 受検者増に向けた業界団体の取組みとして、団体会員へのきめ細かい周知活動により潜在的需要の掘り起こしの強化、当該団体とは異なる業態ではあるが受験対象者が存在する他団体へ働きかけを行うとしている。第1次判断基準への不足が2名であること、潜在的受験者が相当数あることも踏まえ、これら取組みによる受験者増が期待される。
- このため、塗料調色職種については、コロナ禍ということもあり、受検制限されていたことも鑑み、以下を条件として、通年実施の継続を認めることが適当である。
なお、条件を満たさないこととなった場合には、改めて隔年実施に実施頻度を落とすことについて本検討会に諮るものとする。

【通年実施の継続を認める条件】

令和5年度以降に実施される塗料調色職種に係る技能検定において、年間受検申請者数が100名以上であること。

ただし、令和2年度を除く過去6年間の平均受検申請者数が100名以上である場合は、この限りではない。